

協議会規約の改正について（案）

1 改正理由

大阪外環状鉄道株式会社（以下、当該事業者という。）より、下記の理由により本協議会退会の申し出があったため、本協議会規約第4条（組織構成）第1項別表第1を修正する。

2 退会理由

当該事業者は第3種鉄道事業者としておおさか東線の建設事業を行っており、工事の進捗状況等を地域と情報共有を図ることで円滑な事業実施に資することから、本協議会に参画したところであるが、おおさか東線建設事業は、平成31年3月に全線開業し、建設事業が完了している状況である。現在、全線開業後、建設事業主体としての役割を終え相応の期間が経過したことから、今回協議会をもって退会を申し出るものである。

3 改正内容

以下のとおり

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区 分	団 体	区 分	団 体
[略]		[同左]	
事業者	[削除]	事業者	大阪外環状鉄道株式会社
[略]		[同左]	
附 則 この規約は、令和3年11月1日から施行する。 この規約は、令和7年3月 日から施行する。		附 則 この規約は、令和3年11月1日から施行する。 [新設]	
備考 表中の [] の記載は注記である。			